規　則

○原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）第八条第三項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）及び原子力規制委員会組織令を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第二十七条第二号中「を行う」を「に関する」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。